

徳島市教育大綱

1 徳島市教育大綱の位置づけ

徳島市教育大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3に基づき、徳島市の教育が目指す基本的な方向や目標を定め、今後推進すべき施策を明らかにするものです。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(大綱の策定等)

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

2 徳島市教育大綱の期間

徳島市教育大綱の期間は、平成27年度を始期、平成31年度を終期とする5年間とします。

3 教育の基本理念

- 生涯にわたって、それぞれの発達段階や個性・能力に応じた学習に主体的に取り組める人を育成します。
- 確かな学力と規範意識を身に付けた、社会に対応していく「人間力」を備えた人を育成します。
- 先人が築きあげてきた伝統文化を次世代へ継承するとともに、本市独自の特色ある新たな地域文化の担い手となる人を育成します。

4 教育の基本目標

かがやきの人づくり ～文化を育み、未来へ飛翔する人づくり～

5 教育の基本方針

基本目標の達成に向けて、将来を担う子どもたちの育成や、市民が生きがいを持って心豊かな生活を送れるよう生涯学習の充実に努めるとともに、スポーツ・文化活動の振興により、心も体も健康で、豊かな創造性にあふれた人づくりを進めます。

基本方針1 創造する喜びを拡げる生涯学習の推進

市民が必要とする学習を取捨選択できるように、さまざまな領域やレベルの学習機会を継続的・体系的に提供するとともに、その学習成果を生かした社会参加活動を一層支援するため総合的な取組を進めます。

基本方針2 「生きる力」を育む学校教育の推進

学校教育においては、「生きる力」の育成を基本とし、幼児・児童生徒が、自ら学び、自ら考える教育を目指すとともに、知・徳・体のバランスのとれた教育を展開し、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育む教育を推進します。

基本方針3 信頼される教育環境の実現

開かれた学校づくりを推進し、地域の教育力の積極的な導入に努めるとともに、安全・安心な学校づくりを進めます。さらに教育の組織運営体制の充実に努めます。

基本方針4 一人ひとりを尊重する人権教育・啓発の推進

学校教育及び社会教育において、これまで推進してきた同和教育の成果と手法を生かしながら、すべての人の人権が尊ばれる社会づくりを目指し、人権教育・啓発を推進します。

基本方針5 心豊かでたくましい青少年の育成

次代を担う青少年が、心豊かにたくましく成長できるよう学校・家庭・地域・行政が一体となり、青少年の健全育成に取り組みます。

基本方針6 生涯にわたり楽しめるスポーツ・レクリエーション活動の振興

生涯にわたるスポーツ・レクリエーションを推進し、すべての市民がスポーツ・レクリエーションに関わり、地域に根ざした市民主体のスポーツ・レクリエーション活動の普及に努めるとともに、そのための施設設備の整備を推進します。

基本方針7 郷土の遺産である文化財の保存と活用

伝統文化を継承・発展させるために、活動環境づくりに努めるとともに、文化財が現代社会において積極的な役割を果たすことができるように、その保護・整備・活用に努めます。

6 教育施策の推進

各教育施策は、「徳島市教育振興基本計画（第2期）」（平成27年3月策定）に基づき推進します。